



茨城県報

第 669 号

令和 7 年 (2025 年) 12 月 4 日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 青少年に有害な興行の指定（青少年家庭課） 1
- 許可の更新に伴う小型機船底びき網漁業のうち手縛第1種漁業の制限措置等の公示（水産事務所） 2
- 許可の更新に伴う小型機船底びき網漁業のうち手縛第1種漁業の許可の基準（水産事務所） 3

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請（農業経営課） 4
- 聴聞の実施（建築指導課） 5
- 開発行為の工事完了（2件）（建築指導課） 6
- 入札公告（2件）（管財課） 6

（企 業 局）

- 入札公告（4件） 16
- （病 院 局）
- 入札公告（2件） 37

指 示

（霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会）

- 漁業法に基づく指示 44

告 示

茨城県告示第1122号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

令和 7 年 12 月 4 日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	種類	題 名	配給会社
3736	映画	WEAPONS／ウェポンズ（原題）WEAPONS	ワーナー・ブラザース映画（アメリカ）
3737	映画	ふしだらジャンクション 直結連結みだれ鳴き	オーピー映画
3738	映画	肌恋スナック 新人ホステス繁盛記	オーピー映画
3739	映画	暴走らびゅー えっちにイキたい私です	オーピー映画
3740	映画	拡張彼女 したがり開発中！	オーピー映画

指定番号	種類	題 名	配給会社
3741	映画	性欲大紀行 理想乳を私は揉んだ	オーピー映画
3742	映画	淫愛ラブホテル ふしだらな逢瀬	オーピー映画
3743	映画	淫欲のコード 誘惑エンジェル危機一発	オーピー映画
3744	映画	巨乳喪女のわくわく妄想性活	オーピー映画
3745	映画	愛に濡れ	オーピー映画
3746	映画	ラストナイト SEX あなたで濡れたい	オーピー映画
3747	映画	誘う唇 熟れ頃彼女は男装麗人	オーピー映画
3748	映画	艶罪の家 ジュリと誘う	オーピー映画
3749	映画	人妻しつぽり日記 すけべの告白	オーピー映画

~~~~~

### 茨城県告示第1123号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業のうち手縄第1種漁業につき、規則第11条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月4日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士和良

#### 第1 小型機船底びき網漁業

##### 1 制限措置

###### (1) 漁業種類

手縄第1種漁業（いさざ・ごろひき網漁業）

###### (2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

###### (3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

###### (4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

###### (5) 操業区域

下表のとおり

###### (6) 漁業時期

4月1日から翌年1月20日まで

###### (7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

| 操業区域     | 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 |
|----------|--------------------|
| 霞ヶ浦      | 44隻                |
| 北浦及び外浪逆浦 | 9隻                 |

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 12 月 4 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

## 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

~~~~~

茨城県告示第1124号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。）第 11 条第 5 項の規定による許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が同条第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超える場合の基準をそれぞれ次のように定める。

令和 7 年 12 月 4 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士和良

第 1 小型機船底びき網漁業のうち手縄第 1 種漁業（いさざ・ごろひき網漁業）

1 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は、次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第 11 条第 6 項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

~~~~~